

平成 26 年度新宿区外部評価委員会第 3 部会 第 3 回会議要旨

<開催日>

平成 26 年 6 月 30 日（月）

<場所>

本庁舎 6 階 第 3 委員会室

<出席者>

外部評価委員（5 名）

名和田部会長、荻野委員、斉藤委員、中原委員、山田委員

事務局（3 名）

中山行政管理課長、羽山主査、榎本主任

説明者（6 名）

生涯学習コミュニティ課長、文化観光課長、新宿未来創造財団等担当課長、医療保険年金課長、健康推進課長、健康企画・歯科保健担当副参事

<開会>

【部会長】

それでは、第3回外部評価委員会第3部会を開会します。

本日は経常事業の外部評価に当たり、ヒアリングを実施します。

委員の皆様は、チェックシートが配られていますので、適宜メモ等書き込みを行いながらヒアリングを実施してください。

それでは、ヒアリングに入る前に、第3部会についてご紹介したいと思います。

外部評価委員会は、テーマごとに委員会を三つの部会に分けており、この第3部会のテーマは「自治、コミュニティ、文化、観光、産業」です。

私は、外部評価委員会第3部会会長の名和田です。部会の委員は、山田委員、中原委員、斉藤委員、荻野委員です。

平成24年度より経常事業評価の本格実施が始まり、今年度は3年目となります。

外部評価委員会では、今回の内部評価のうち、「経常事業評価Ⅰ」の113事業の中から、57事業を抽出して評価することとしています。そして、外部評価する事業は全てヒアリングを実施させていただくこととしました。

また、今年度は第2部会の担当する分野である「福祉、子育て、教育、くらし」の事業が多いため、その中から健康に関する事業について、第2部会に代わって第3部会がヒアリングを行うこととなりました。

本日は、一つの事業につき30分の想定でヒアリングを行います。

前半15分程度で事業の体系と内容をご説明いただき、その後、各委員から質問を行う形で進めたいと思います。

それでは、経常事業141「新宿未来創造財団運営助成」からヒアリングを始めるのが順当なのですが、類似の事業があるようですね。

【説明者】

おはようございます。生涯学習コミュニティ課長です。

経常事業141「新宿未来創造財団運営助成」のほかに、経常事業505「新宿未来創造財団運営助成（文化財、郷土資料調査研究）」、経常事業519「新宿未来創造財団運営助成（文化活動・国際交流）」があるのですが、これらは一括してご説明したほうがよろしいかと思うのですが、いかがでしょうか。

【部会長】

委員の皆さん、そうしましょうか。そのほうが分かりやすいということで。

では、そのようにお願いします。

【説明者】

そうしましたら、この三つの事業について一括でご説明をさせていただきます。

まず、施策体系についてです。第二次実行計画の147ページに記載があるのが、経常事業141「新宿未来創造財団運営助成」です。「だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち」という基本目標の中に、「生涯にわたって学び、自らを高められるまち」という個別目標があります。その中に、「生涯にわたり学習・スポーツ活動などを楽しむ環境の充実」という基本施策があり、その中に本事業が位置付けられています。

事業概要ですが、生涯学習の拠点機能を担う公益財団法人新宿未来創造財団の運営助成を行い、区民のライフステージに対応した生涯学習・スポーツを総合的に推進し、区民のニーズに応える総合的な生涯学習事業を展開するというものです。

続いて、経常事業505「新宿未来創造財団運営助成（文化財、郷土資料調査研究）」ですが、こちらは第二次実行計画の163ページに記載があります。経常事業519「新宿未来創造財団運営助成（文化活動・国際交流）」も、中ほどに記載があります。

経常事業505「新宿未来創造財団運営助成（文化財、郷土資料調査研究）」の施策体系についてですが、「多様なライフスタイルが交流し、「新宿らしさ」を創造していくまち」という基本目標の中に、「成熟した都市文化が息づく、魅力豊かなまち」という個別目標があります。その中に、「文化・歴史の掘り起こし、継承・発展・発信」という基本施策があり、ここに本事業が位置付けられています。

事業概要ですが、公益財団法人新宿未来創造財団の運営助成を行い、文化財、郷土資料の調査研究を進めています。また、高田馬場流鏑馬の公開、伝統芸能フェスティバル、特別展、所蔵資料展等の普及啓発事業を行っています。

経常事業519「新宿未来創造財団運営助成（文化活動・国際交流）」の施策体系についてで

すが、先ほどの経常事業505の事業とほとんど同じですが、「文化芸術創造の基盤の充実」という基本施策の中に位置付けられています。

事業概要としては、公益財団法人新宿未来創造財団の運営助成を行い、地域文化活動の推進、地域の友好都市等の交流の推進を行うというものです。

続いて、事業評価と事前にいただいた質問に対する回答ですが、新宿未来創造財団等担当課長のほうからご説明をさせていただきます。

【説明者】

おはようございます。新宿未来創造財団等担当課長です。

今回ヒアリングを行う3事業ですが、経常事業として三つに分かれているものの、予算事業としては1本の事業となっています。したがって、一括して説明のほうを進めさせていただきたいと思っています。よろしくお願いします。

では、内部評価の説明から始めさせていただきます。

まず、経常事業141「新宿未来創造財団運営助成」です。ただ今申し上げたとおり、一つの予算事業が三つの経常事業に分かれています。三つの事業に要する経費については、この経常事業141の事業に集約をしています。その中で、個別の事業に係る事業費については、それぞれの事業の評価シートに別途書かせていただいています。財団の運営助成では、大きく分けて事業費と事務局経費、つまり人件費に分かれるのですが、この人件費等については経常事業141の事業のほうに載っています。

経常事業141の事業は、新宿未来創造財団運営助成ということで、生涯学習活動を主に扱っています。事業の目的としては、生涯学習事業を総合的に展開している新宿未来創造財団の運営を助成することによって、生涯学習やスポーツに関する事業を実施するとともに、新宿区体育協会やそのほか区内で活動する様々な自主活動団体等の活動を支援して、ライフステージに応じた生涯学習活動やスポーツ活動の機会を提供するといったことにあります。

事業概要ですが、事業目的に沿って、内部評価の事業概要欄に記載のある1番から10番までの事業を、助成によって行っています。

事業の目標・指標ですが、ここでは特にたくさんのご参加をいただいている事業を二つ指標として挙げています。一つ目が、生涯学習フェスティバルの参加・出展者数です。生涯学習館などで活動している様々な生涯学習の団体が一堂に発表をするといったイベントですが、こちらに出展・出品した人数をそれぞれ目標・指標としています。平成25年度末の現況が2,922人で、平成29年度末までには3,600人まで拡大させたいと考えています。もう一つが新宿シティハーフマラソン・区民健康マラソンの参加者数です。こちらも、もう既に来年の1月で13回を迎える新宿区の目玉となるイベントの一つですが、参加者はもとより、当日には様々な団体にご協力をいただいているので、それらの参加者数も合わせた指標としました。平成25年度末の現況は2万1,361人ですが、これを更に拡大し、平成29年度末までに2万4,000人にしたいと計画しているところです。

続いて、事業評価についてです。まず、サービスの負担と担い手についてです。新宿未来創

造財団は新宿区民を初めとした都民に広く生涯学習の機会を提供するとともに、自発的な生涯学習への参画と相互交流を深めることを目的としている団体です。公益財団法人の資格を取得しており、いわゆる民間企業のような営利を中心とした目的ではなく、あくまでも区民への公益還元を主眼に事業を展開しています。このことから、こういった団体は民間にはなく、区がこうした団体の運営を助成し、区民の生涯学習活動やスポーツ活動を推進することは、サービスの負担の担い手における役割分担として適切と評価しています。

次に、手段の妥当性についてです。ただ今申し上げましたように、新宿未来創造財団は公益を目的として事業を実施しています。このことから、新宿区民を初めとした都民に広く、歴史、文化、スポーツなどの生涯学習の機会を提供することが可能となっています。こうした新宿未来創造財団の運営を助成するということは、区の目標を達成するための手段として適切と評価しています。

次に、効果的・効率的についてですが、新宿未来創造財団はボランティアの活動や地域団体との連携・協働等を積極的に行っています。また、そのほかにも広告料収入やイベントの際に様々な団体からご協賛をいただくなど、独自に収入を確保するといった取組も進めているところです。さらに、平成24年度末に経営計画を策定し、更なる事業の見直しやコストの削減等を推進していて、より効果的・効率的な事業の推進を図っています。このようなことから、財団の運営は効果的・効率的であり、したがって、助成内容も適切であると評価しています。

次に、目的又は実績の評価についてです。指標とした生涯学習フェスティバルですが、こちらが現在11種目の展覧会・発表会等を開催していて、毎年3,000人の出展・出演者がいて、更に5,000人の観覧者がいます。これだけ多くの方にこの様々な活動について触れていただく機会を提供できているものと考えています。また、新宿シティハーフマラソン・区民健康マラソンでは、毎年2万人以上の参加者があります。また、先ほどの生涯学習フェスティバルとは別に、「新宿人 ON STAGE」と言って、モダンダンスなどの活動を行っている団体に、その成果の発表の機会を提供しようという事業がありますが、こちらも合わせて実施をしまして、多くのご参加をいただいているところです。これらの実績は、区民の生涯学習活動やスポーツ活動の推進に大きく寄与するもので、運営助成の目的を達成していることから、適切と評価しています。

総合評価ですが、公益財団法人新宿未来創造財団が実施する生涯学習、スポーツ振興事業は、区民の皆様に一定の認知度があり、また、参加率も非常に高い状況となっています。事業の実施に当たっては、区民や地域団体との協働の形態を数多く取り入れて、区民の方に様々な形で生涯学習活動に参加していただく機会を提供しています。このようなことから、区民の生涯学習活動やスポーツ活動を推進するための区の取組として、この新宿未来創造財団の運営を助成することは適切と評価しています。

事業の方向性としては、今後も継続をしたいと考えています。改革・改善の内容ですが、新宿未来創造財団は、事業の目標を達成するために、これまでも一定の成果を上げてきました。今後も区民の生涯学習活動を更に推進するとともに、2020年の東京オリンピック・パラリンピ

ック開催に向けた機運を醸成するためにも、財団がこれまで培ってきた区民等とのパイプをい
かしながら事業を実施することが必要であり、区としても引き続き財団の運営を助成し、活動
を支援していきたいと考えています。

続いて、補助実績についてご説明したいと思います。

まず、主な事業活動として、先ほど指標として挙げた生涯学習フェスティバルと新宿シティ
ハーフマラソンの開催のほかに、「新宿人 ON STAGE」の開催などを行っており、こ
れらの参加を事業活動として挙げています。

生涯学習フェスティバルの開催についてですが、こちらは平成23年度から平成25年度にかけ
て実施種目を1種目増やしていますが、残念ながら対象数が若干減少しているといった傾向が
あります。種目数を1種目増やし、参加している団体数も減ってはいません。ところが、現在、
区内で活動している団体の高齢化や、また、地域でこういった活動に取り組む方があまり増え
ていないといった状況があり、団体の構成員の数が減っているといった問題を抱えています。
これについては、財団でも様々な形で活動団体に支援を行っているところですが、現在のところ
実績として残念ながら、若干ではありますが人数が減っているといった状況です。

次に、新宿シティハーフマラソンの開催ですが、こちらは年1回の開催を続け、人数に若干
の増減はありますが、基本的には大きく変化していません。こちらは、警視庁との協議等によ
って各種目の参加人数も定められていて、また、イベント会場のキャパシティの都合で人数を
大きく増やすこともできないので、今後も引き続き継続をしていきたいと考えているところだ
です。

次に、「新宿人 ON STAGE」の開催です。こちら回数も3回と増えていますが、
団体数に若干の増減があります。

実績数の将来予測ですが、生涯学習フェスティバルについては、将来的にも横ばいであらう
かと思います。先ほど申し上げましたとおり、対象者数が若干減っているといった状況はあり
ますが、様々な形で団体を支援して、減少を食い止めて、ますます活性化を図っていきたく
と考えています。

次に、新宿シティハーフマラソンの開催です。現在のコースでは参加者数等、大きな増加は
なかなか難しいところなのですが、現在、コースの見直し等にも着手をしており、将来的には
もっと増やしていきたいと考えています。

「新宿人 ON STAGE」については、こちらは今後も横ばいで、引き続き継続して実
施していきたいと考えています。

あり方検討の必要性ですが、社会状況等の変化に伴い、見直しを行っていく必要はありま
すが、地域における生涯学習、スポーツ振興に関する区民ニーズは依然として高く、財団の事業
を助成することは、引き続き必要であろうと考えています。

類似・関連事業、受益者負担、協働の各視点ですが、こちらは全て対象外としています。こ
ちらは、公益財団法人に対する運営助成という事業の内容に鑑み、対象外としたところです。
区の事業としては、類似・関連事業、受益者負担、協働等はありませんが、財団が実施してい

る個別事業の中では、例えばマラソン大会では、参加者から参加料を徴収していること、ほかにも生涯学習フェスティバルや新宿シティハーフマラソン等で、区民や民間企業と様々な連携をするといったことは取り入れています。

分析結果において方向性を最終的に継続としました。区の外郭団体として財団が機動性や柔軟性、効率性を発揮し、社会情勢に即した区民ニーズに対応していくことがより求められています。財団がこれまで以上に区民等のニーズの変化に感度を高め、具体的に応える事業の創造と実現を図るよう、また、より一層高いレベルの運営が行えるよう、支援をしていきたいと考えているところです。以上が経常事業141の事業の説明です。

続いて、経常事業505「新宿未来創造財団運営助成（文化財、郷土資料調査研究）」の説明に入りたいと思います。

まず、事業の目的ですが、経常事業505の事業では、文化財、郷土資料の調査研究を事業名としていて、地域の歴史の記録保存及び普及啓発事業を総合的に展開している新宿未来創造財団の運営を助成することにより、新宿区に関する郷土資料の修復・整備及び保存、また、区指定無形民俗文化財の保存、継承及び普及を図るとともに、歴史博物館における展示会の開催や所蔵資料の公開等により、区民等が新宿の歴史・文化に対する理解を深める機会を提供するといったことを目的としています。事業概要は、内部評価の事業概要欄に記載のある1番から7番までの事業を助成しています。資料の調査収集・活用から、伝統芸能フェスティバルといった、区民の皆様へ伝統芸能をお知らせするためのイベント、各種展示会の開催等、様々な取組を進めています。

事業の目標・指標についてです。指標は二つ定め、まず展示会の開催観覧者数ということで、展示会を観覧した人数を指標としています。平成25年度末の現況で1万8,000人強の人数となっています。これを平成29年度末までに1万9,000人に増やせるようにしたいと考えています。また、博物館ボランティアの回数も指標としています。現在、博物館に登録したボランティアの皆様は様々な地域での活動を行っていただいておりますが、こちらが平成25年度末の状況で、年間2,096回の活動の実績がありました。これを更に増やして、平成29年度末には2,300回まで増やしたいと考えているところです。

事業評価についてです。こちらは、基本的に先ほどご説明した経常事業141の事業と同じ考え方に立っています。

まず、サービスの負担と担い手についてですが、財団が公益を目的に事業を実施することにより、区民の皆様へ深くこの歴史等に触れていただく機会を提供することができるので、サービスの担い手として適切であると評価しています。

次に、手段の妥当性についてですが、こちらと同じく、財団が公益を目的として事業を達成することにより、より広く区民の皆様へ機会を提供することが可能になっていると考えており、手段としても適切であると評価しています。

それから、効果的・効率的についてですが、様々な地域団体等との連携・協働を進めていること、また、経営計画に基づいて更なる事業の見直しやコスト削減を進めていることから、効

果的・効率的であると評価しています。

次に、目的又は実績の評価についてです。こちらでも適切と評価をしています。まず、展示会の開催について、昨年度、特別展が2回、共同企画展が2回、所蔵資料展が2回と、計6回開催しました。観覧者数は、平成24年度には、1万4,839名から1万8,000名まで、観覧者数を大きく伸ばすことに成功しています。また、博物館ボランティアの活動回数についても、平成24年度は1,846回だったものが平成25年度末には2,096回まで伸びていて、こちらでも大きく活動回数が増えています。このようなことから、財団と博物館ボランティア、区民の皆様との信頼関係が大きく築き上げられている結果と評価しています。これらのことも踏まえ、地域の歴史の記録保存及び普及啓発に大きく寄与をしており、運営助成の目的を達成していることから適切と評価しています。

総合評価としては、文化財、郷土資料の整備や修復は計画的に進められており、展覧会や観覧者数、さらにボランティアの活動回数も年々増加しています。このようなことから、区民等に新宿の歴史・文化に対する理解を深める機会をより広く提供する区の実施体として、財団の運営を助成することは適切と評価しています。

改革・改善の欄ですが、事業の方向性は今後も継続としています。

これまでも財団は様々な取組で区民の歴史や文化に対する理解を深めるための事業を展開し、一定の成果を上げてきたものと考えています。今後も、所蔵資料の更なる有効活用を図るとともに、歴史博物館を身近で親しみやすい施設としていくために、利用者のニーズに合わせた講座や講演会などの企画をしていくことが必要です。このためにも、区としても引き続き財団の運営を助成し、活動を支援していきたいと考えています。

次に、補助実績についてご説明いたします。

まず、展示会の開催ですが、こちらは順調に人数が増えています。高田馬場流鏑馬の公開、こちらは流鏑馬保存会の活動を支援するといった取組ですが、平成25年度は前年に比べ若干人数が減っているところですが、今後も引き続き継続実施して、周知活動等を更に強化していきたいと考えています。伝統芸能フェスティバルは、平成23年度から平成25年度にかけて人数が大分減っていますが、一方で活動実績は増やしています。こちらは取り上げている伝統芸能の内容等により若干人数の増減がありますが、引き続き取組を強化していきたいと考えています。

数量分析ですが、展示会の開催と流鏑馬の公開は将来予測をいずれも横ばいとしています。伝統芸能フェスティバルのみ、実績数は横ばいであるものの、参加者数の将来予測を増加としています。

必要性についてです。社会状況・情勢の変化に伴い見直しを行っていく必要はありますが、文化財、郷土資料の調査研究は非常に公益性の高い事業であり、新宿未来創造財団の事業を助成していくことが必要であると考えています。

類似・関連事業、受益者負担、協働については、財団の運営助成という観点で分析しますと、いずれも対象外となります。しかしながら、財団が実施する各種事業の中では受益者負担を求める事業もありますし、区民の皆様とボランティア活動等を通じて様々な協働を実施している

ところでは。

分析結果としては、最終的な方向性は継続としました。財団が機動性や柔軟性、効率性を発揮して、今後も区民ニーズの変化に感度を高め、具体的に応える事業を実施していくために、今後も運営助成を行っていきたいと考えているところです。

続きまして、経常事業519「新宿未来創造財団運営助成（文化活動・国際交流）」です。こちらは、同じ財団運営助成の中の文化活動・国際交流に関する事業です。

事業の目的ですが、文化活動、国際交流事業を総合的に展開するために、新宿文化センターを中心として、区民に舞台芸術鑑賞の機会を提供し、また、地域の企業や団体等と協働して、区民の地域における文化芸術活動を推進するとともに、新宿区の友好都市等との交流により、国際性豊かで活力のある地域社会を実現することを目的としています。このような目的に基づき、事業概要に記載のある各種の事業に対して助成をしています。具体的には、舞台芸術鑑賞の機会として、区民に芸術鑑賞の機会を提供する。それから、子ども青少年体験プログラムは、主に青少年をターゲットとしていますが、音楽ドレミ倶楽部や新宿ミュージカル講座として、芸術の体験やミュージカルの参加体験などの事業を展開しているところです。ほかにも、新宿ファッションフィールドや友好都市との交流事業などがあります。友好都市との交流事業は、新宿区の友好都市と人的交流、住民が相互に行き来をするといった事業のほかに、作品を相互に送って展示するといった方法などでも交流を行っているところです。

事業の目標・指標についてです。舞台芸術鑑賞機会の提供は、平成25年度末の現況の1万9,503人に対し、平成29年度末には1万8,000人としており、若干人数を減らしています。と言うのも、平成25年度は想定を上回るような人数にご参加いただいたということがあり、本来的にはこの1万8,000人を毎年目標としているところですので、引き続きこの目標で取り組んでいきたいと考えています。友好都市との交流事業についても、平成25年度末の現況が5,085人であるのに対し、目標が5,000人となっています。こちら5,000人を一定の水準と定めていまして、これを引き続き達成を目指していきたいと考えています。

次に、事業評価についてです。基本的な考え方は、経常事業141と経常事業505の事業と同じです。時間の都合上、サービスの負担と担い手と手段の妥当性、効果的・効率的の三つの視点については、いずれも先ほどの事業と共通していますので、説明を省略させていただきます。

目的又は実績の評価についてです。舞台芸術鑑賞の機会では、アンケート調査を行い、参加者のニーズに合わせた事業を展開しており、その結果、昨年度は入場者数が非常に大きく伸びています。また、新宿ファッションフィールドや子ども青少年プログラムの参加者も着実に増加しています。さらに、友好都市等との交流では、国内外の友好都市と毎年交流をしていますが、昨年はベルリン市のミッテ区に青少年を派遣し、交流を更に深めることができました。これらの実績は、区民の文化活動や国際交流の推進に大きく寄与するものであり、運営助成の目的を達成していることから、適切と評価しています。

総合評価ですが、舞台芸術鑑賞や文化芸術活動に取り組む区民は年々増加し、地域における区民の文化活動は着実に推進されています。また、友好都市等との交流もこれまで継続的に実

施して、相互に信頼関係を築いてきました。このようなことから、事業の目的を達成しており、財団の運営を助成することは、区取組として適切と評価しています。

改革・改善の方向性ですが、こちらでも継続としました。これまでも事業で一定の成果を上げてきていることから、今後、この事業目的をより一層達成していくために、引き続き財団の運営を助成し、活動を支援していきたいと考えています。

次に、補助実績についてです。舞台芸術鑑賞機会の提供と新宿ファッションフィールド、友好都市との交流事業は、それぞれ着実に参加人数を増やしているところです。

必要性についてです。社会状況・情勢の変化に伴い見直しを行っていく必要がありますが、区民の地域における文化芸術活動の推進や友好都市等との交流事業は公益性が高く、これらの事業を総合的に展開している財団へ引き続き運営助成していくことが必要であると考えています。

次に、類似・関連事業、受益者負担、協働についてです。経常事業141と経常事業505の事業と全て同様の考え方で対象外とさせていただいていますが、この分野においても、財団の方では様々な区民等との協働や受益者負担を行っているところです。

分析結果の方向性ですが、こちらは引き続き継続して、財団がより一層高いレベルで運営ができるように支援をしていきたいと考えています。

引き続き、事前にいただいているご質問について、お答えをさせていただきます。

まず、新宿未来創造財団の規約及び主な活動内容、また、経常事業の141、505、519と規約との関係について説明してほしい、というものです。公益財団法人新宿未来創造財団の定款の中に、主な活動内容、さらに、経常事業の各分野の事業が財団のこの規約とどのように結びついているかについて、簡単にご説明をさせていただきます。

定款の第3条に目的が定められています。新宿未来創造財団は、新宿区民を初め、都民に対して、歴史・文化、芸術、スポーツなどの生涯学習の機会を提供し、区民等の自発的な参画と相互交流を深めることを目的としています。これを達成するために、地域の魅力を広く発信し、活動を通じて得られた成果を地域で活用することにより、さらには地域コミュニティにおける人々の交流の活性化、国際性豊かで活力のある住みよい地域社会の実現に寄与するといったことで、単純に歴史関連の事業、スポーツ関連の事業のみにとどまらず、地域コミュニティにおける交流の活性化や国際性豊かで活力のある地域社会の実現、こういったところを最終的な視野に、事業を実施しています。

次に、第4条として、新宿未来創造財団が行う9つの事業が定められています。一つめが、地域の歴史の記録保存及び普及啓発ということで、先ほどの経常事業505の事業がここに該当します。二つめは、文化芸術の振興と地域の文化活動を通じた豊かな心の育成です。こちらは、大きくは経常事業519の事業に分類されるものです。三つめは、スポーツの振興と地域のスポーツ活動を通じた健全な心身の育成です。こちらは経常事業141の事業に分類されます。ほかにも様々な事業があります。次代を担う児童や青少年の育成は、それぞれの分野で関わってきますし、国際相互理解の促進については、経常事業519の事業が主に関連が深いのですが、こ

れも様々な事業の中で、この考え方に基づいて事業を実施している面もあります。いずれにしても、ここに定めのある事業を展開していて、本日の評価の対象となっている事業と目的を一つとしているところです。

次に、根拠法令等に基づいて現在行われている助成事業がどのように決定されているのか、というものです。各補助事業については、新宿未来創造財団の目的を踏まえて、更に様々な根拠規定の趣旨や目的等を達成するために、まず各事業の実施内容等について案を検討します。これを区のそれぞれの所管課と協議し、その上で最終的には実施を決定し、補助金が交付され、翌年度に事業が実現するといった流れになっています。

次に、新宿未来創造財団が区施設の指定管理者となっているが、施設の管理運営よりもスポーツや生涯学習等を通じた区民の健全育成や文化的・歴史的指導の管理といった活動へシフトしていくべきと考えるが、いかがお考えか、というものです。こちらについては、新宿未来創造財団では、事業の様々なイベントの実施だけではなく、区民の皆様の自発的な活動を支援・助成していくといったことも大きな目的の一つと定めています。このような地域の団体の活動を支援するためには、その活動の拠点となる施設を安定的に確保することも必要となってきます。

このように考えたときに、新宿未来創造財団が指定管理者として施設を管理することにより、地域の活動団体に対する様々な支援、事業面とそれから施設面とを合わせ、総合的な活動支援が可能となり、より効果的・効率的であると考えています。この考え方については、文化的・歴史的施設についても、区民に広く文化芸術に触れる機会を提供すること、また、地域の歴史や文化財、郷土資料の保存や普及啓発を図るためには、施設管理と総合的に事業展開をすることがより効果的・効率的であると考えており、今後も引き続き、指定管理者として民間企業と遜色ない競争力を高めていくこと、より質の高いサービスを提供できるように努力していくことは必要ですが、引き続き施設管理部分についても指定管理者として担ってほしいと考えているところです。

次に、事業概要に記載の事業について、具体的に説明してほしい、というものです。新宿未来創造財団では、現在98の事業を行っています。特に大きな事業ですが、経常事業141の事業では、生涯学習フェスティバルと「新宿人 ON STAGE」です。新宿シティハーフマラソンと区民健康マラソンについては、先ほどお話しさせていただいたので省略させていただきます。そして、地域活動団体の組織化支援です。目的としては、スポーツ、歴史、文化芸術等、幅広い分野で活動している団体の活動を支援すること、さらに、団体同士の連携を進めることにより、活動の活性化を図ろうというものです。各団体ともに、なかなか会員数が伸び悩んでいて、若干減少傾向にありますので、このような取組で団体の活動を活性化しようというものです。実績としては、昨年度、残念ながら団体の最終的な組織化までには至りませんでしたが、陶芸の団体が赤城、住吉町、戸山の各生涯学習館で活動しており、これらをネットワーク化して、生涯学習フェスティバルの一環として陶芸展を開催するといったことに至っています。

さらに、自主活動団体の支援事業も行っています。こちらは、区内で活動する自主活動団体

が様々な講座やイベント等を実施し、会員獲得等を行っているところですが、こういった事業活動を支援して、団体の活性化を図ろうといったものです。実績ですが、昨年度は様々な分野の自主活動団体が企画を財団のほうに持ち込み、審査の結果、46の講座やイベント等に対して助成金の支給や会場の確保、また後方支援等、様々な手法を用いて支援をしてきたところです。平成26年度以降は、団体の自立化をより促進する方向で支援内容を見直しており、昨年度中に団体向け説明会を行い、ご理解をいただいているところです。

続いて、経常事業505の事業です。まず、郷土資料の調査、収集、活用ですが、こちらは郷土資料の調査、収集、活用のみならず、修復等も行っている事業です。現在、重要寄贈資料等を含め1万1,569点を保管しています。昨年度、林芙美子展を実施し、その際に文机や切手本等4点の資料のレプリカの作成等も行い、より充実を図ってきたところです。ほかにも、資料に関するレファレンス、様々な問い合わせへの対応が4,000件弱、写真の貸出しが852点、資料の貸出しが435点等、様々な形で区民の皆様に対してこの資料の活用をいただいているところです。

それから、博物館ボランティアの活動支援も行っています。こちらは、あらかじめこの歴史博物館のほうに博物館ボランティアの皆様に登録をいただき、展示ガイドや史跡ガイド、林芙美子記念館ガイド、アトリエ記念館ガイド、事業サポートの5部会に分かれ、現在250人のボランティアの皆様にご登録をいただき、延べ2,096回の活動をいただいているところです。これらを支援するために、様々な研修会や講座等を実施して、支援を行っているところです。

最後に、経常事業519の事業ですが、こちらは子ども・青少年体験プログラムとして、音楽ドレミ倶楽部と新宿ミュージカル講座を挙げています。まず、音楽ドレミ倶楽部ですが、アウトリーチとして実施しており、区内の小中学校に要望に応じてプロの音楽家を派遣して、児童や生徒に芸術を身近に鑑賞してもらおうという事業です。平成26年度は小学校6校と新宿養護学校から申込みを受け、1,761名の児童に身近に芸術を鑑賞する機会を提供することができました。また、新宿ミュージカル講座は、こちらは小学生から大学生まで38名が参加し、実際にプロの指導のもと、ミュージカルの練習をして、発表会にこぎつけるといった成果がありました。

最後に、友好都市との交流事業で、先ほどシートでも申し上げましたが、ベルリン市ミッテ区に12人の青少年をを派遣し、現地の青少年とも交流を行ったほか、伊那市を新宿区民が訪れ、農業体験や民謡等により交流を行いました。そのほか、作品交流事業として、北京市の東城区やレフカダ市等、伊那市などの都市と様々な作品の交流を行い、それぞれ周知を図ったところです。説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございます。

では質疑応答をさせていただきたいと思いますが、この事業は、運営費助成という事業です。運営費まで特定の団体に助成をするということで、非常に公益性が高くなければならないところですが、公益性がいかに高いかということについては、最初のほうで詳しくご説明いただい

たと思います。

それから、これは運営費助成ということで、事業の細かい中身についてまであまり議論できないのかもしれませんが、しかし、運営費助成しているのですから、助成の効果という観点で、外部評価として質問をしていただけるものと思います。

では、委員からご質問をどうぞ。

【委員】

いろんな事業をやられていて大変だと思います。

シティハーフマラソンについてですが、今までは国立競技場の周辺を回っていたと思うのですが、今年度以降コースが変更されると聞きました。これは本当ですか。

あと、シティハーフマラソンは、確かに区民の健康増進には非常に良いと思います。ただ、沿道の各商店などにとっては、それほど良くない面も出ているのではないかと思います。私が聞いたところによると、例えばトイレのマナーのことですね。ほかにも、休みの日に幹線道路が使えないのは大変だと思います。その辺について、何かお考えがあれば、お聞きかせください。

【部会長】

外部評価のためということなので、そういう観点からお答えいただければと思います。

【説明者】

新宿未来創造財団の等担当課長です。

まず、マラソンについて、コースの見直しについて概略だけ申し上げます。今おっしゃられましたとおり、新宿区の今まで四谷地区を周回していたコースを大きく新宿区の外周を1周しようというコースに見直そうというところです。確かに、様々なご意見のあるところではあります。新宿未来創造財団ではマラソンの実行委員会の事務局を務めていますが、今年の3月から数回に分け、沿道の町会や商店会、更には一部コースが隣接区に入る部分もありますので、そういった隣接区も含めて、今まで数百の団体に既にそれぞれご説明を差し上げているところです。

沿道としては、どちらからも歓迎のお声をいただいています。9割以上の方から「賛成である」といったご意見をいただいているところですが、交通の問題については、こちらをどのように影響を最小限にとどめるかといった協議が、警視庁や交通事業者等とまだ整っていない状況です。ただ、見切り発車はいたしませんので、引き続き協議をしていき、将来的にはコース拡大をしていきたいと考えているところです。

【部会長】

今、実行委員会という話が出たので、関連性があるかどうか分かりませんが。生涯学習フェスティバルについて、高齢化が進んで参加者が減ることを危惧されていますが、こちらにも実行委員会のようなものがあるのでしょうか。

【説明者】

新宿未来創造財団等担当課長です。

生涯学習フェスティバルについても、一部の展示会と種目については、実行委員会を開いていただき、全ての館が共通でコズミックセンターや文化センター等を使って展示をするものですが、実行委員会形式をとっていただいて、連携を図って運営体制を強化しようという取組も行っています。

そのほかに、1館閉館したので、5館の生涯学習館の指定管理を財団で行っていますが、それぞれで生涯学習館まつりというものをつくっていて、団体のコーディネートをして、そちらでも実行委員会をつくって、様々な活動をしている団体の皆様に一緒に活動していただくことによって、活力を高めていこうといった取組も行っています。

【部会長】

活動団体が高齢化してきて、だんだん下降線をたどることって、よくあるパターンだと思うのですが、特に実行委員会などについては、なかなか枠が広がらないというか、その外にいる人たちのニーズに応えられないという問題がよくあるように思います。生涯学習フェスティバルや生涯学習館まつりなどが、そういうケースに該当するのかどうか分かりませんが。

【説明者】

新宿未来創造財団担当課長です。

今おっしゃられた問題ですが、実行委員会形式だと、外部の方がなかなか入りづらいといった問題は多々あるかと思います。そういったことを補完するという意味でも、先ほど申し上げました自主活動団体に対する様々な支援、例えば、計画事業で区が様々な指導者バンク等の事業を進めていて、その一環として、財団でも地域人材ネットワークというシステムをつくっています。そこでも団体が会員募集等をするための支援等を行っていて、そのようなことで、総合的にこういった区民の生涯学習活動を支援できれば良いと考えています。

【部会長】

ありがとうございます。そうですね。全体のシステムとしてどう動くかということだから、特定の一部分だけでどうにかするということではないと、確かに思います。

【委員】

財団のガバナンスがどのようになっているのかについて教えてください。

【説明者】

新宿未来創造財団等担当課長です。

財団のガバナンスということですが、財団の運営については、財団は理事会と評議委員会とを持っていて、そこで様々なご意見をいただきながら運営をしているといった実態があります。具体的には、半期に1度ずつですが、理事会、評議委員会がそれぞれ事業の中間報告、予算案の提出、決算の提出といったことを行っていて、それぞれの事業について様々なご意見をいただきながら事業を展開しています。

理事会、評議委員会の構成としては、委員の皆様もご承知かもしれませんが、理事会については実際に財団の運営に責任を持つ、評議委員会については外部からご意見をいただくということで、それぞれ役割を分けて設置をしているものです。先ほど、財団の定款でご説明したよ

うな様々な分野の事業を展開していますが、こちらについて内部から様々なご意見をいただけるよう、広い分野の皆様をお願いをして、ご意見をいただいているところです。

先ほど申し上げましたとおり、最低でも半期に1度は事業の実施状況等についてご報告して、理事会や評議委員会のご意見もいただき、運営についても見直ししながら進めてきてたところです。その中で、やはり大きな事業であるとか、人事面などについてもご指摘いただくところですが、そうしたものについてはこれまでも修正をさせていただいた上で運営を行ってきているところです。

【委員】

区側として補助金を出していますが、補助金について調べるような委員会というのはあるのでしょうか。

【事務局】

行政管理課長です。

外部評価委員会が区長からの諮問を受けて、補助事業を評価対象としていただいた上で審査をするということは当然考えられます。ただ、常設的な補助金評価委員会のようなものは、区としては設置していません。ただし、当然ながら区の補助金として監査対象になりますし、外郭団体としての監査あるいは指定管理者としての監査も対象となりますので、そうした区側のチェックも働くということになります。

【委員】

財団の職員のうち、財団に派遣されている区の職員の方は何名いるのでしょうか。

【説明者】

新宿未来創造財団等担当課長です。

ただいまのご質問ですが、財団の職員は大体420名ほどおり、内訳として、いわゆる期間の定めのない職員、常勤職員が約40名、それから1年契約のフルタイムの契約職員が約100名、あとパート職員が280名程度といった内訳になっています。また、区からの派遣ですが、私も含めて、現在5名の職員が新宿区から財団のほうに派遣されています。

【委員】

財団の定款の目的の中で、「いろいろな機会を提供し、区民等の自発的な参画と相互交流を深めることを目的する」とあるのですが、このことに尽きると思うのです。例えば、様々な講座やイベントを多く実施されていると思うのですが、そもそも自発的な参画というのをどのように考えているのでしょうか。本来、場をしつらえて参加を募るということではなく、そういった場をつくること自体を区民もするというような意味合いでの自発的な参画というところまでお考えなのでしょうか。そのあたりの見解をお聞かせください。

【説明者】

新宿未来創造財団等担当課長です。

今おっしゃられたところが本当は最終的に目指すところであると認識しています。最終的には、区民の皆様が自発的に活動していただいて、そういったことが地域に根付いて、究極的に

は団体化していくといったことが一つの理想的な形であろうとは考えています。

そのような目的を持ち、財団では様々な講座なりイベントなりを実施しています。その中でも、例えば1回何かそこで知識を得て、持って帰っていただくといった類いの講座等もありますが、中には継続して活動していくために、財団の職員が参加者の皆様にお声掛けして、コーディネートをして、実際に地域での自主活動団体に育てていったという事例もあります。なかなか一度に大きな成果の上がることではありませんが、そのようなことを続けていくことによって、区民の皆様が自らの意思で足を運んでいただくということを目指しています。

【委員】

ありがとうございます。

それで、さっきおっしゃった年齢層のことなのですが、分析として、かなりいろいろな事業をされていて、高齢の方の比重が高そうな気がするのですが、いかがでしょうか。そのあたりの分析や見通しなどを教えてください。

【説明者】

新宿未来創造財団等担当課長です。

既存の団体について申し上げますと、地域で何十年と活動していただいている団体も多く、そういったところにはなかなか新しい方が入ってくるということがなくて、高齢化していつていくといった現状は確かです。これについては、先ほど個別の事業のご説明の中でも少し触れさせていただきましたが、様々な形で会員を新規に増やして、その参加していただく方についてももちろんのこと、団体としても生涯学習活動を活性化していくといった取組をしていきたいと考えています。

それから、もう数年前ですが、団塊の世代の方が一斉に退職をされたということで、そういった方にこれから地域に入っていくといったことが、今の大きな課題の一つと考えています。最近の方は60歳ぐらいでもまだまだ皆様お元気なのですが、そういった方がこれから地域にどうやって入っていくのか、どういった受け皿を用意しておくことが必要なのかといった観点で、様々な生涯学習団体とも話し合いをしながら、会員獲得の活動等を行っているところです。

【委員】

60歳よりもっと若い方については、いかがですか。

【説明者】

新宿未来創造財団等担当課長です。

正直なところ、若い方はやはりなかなかそういった地域の活動に参加をしないということがあります。生涯学習活動に関わらず、町会・自治会等でも共通の課題になっているかと思います。若い人を焦点として、そういった生涯学習活動を活性化させていきたいということは財団とも話をしていて、様々な取組を進めているところです。周知方法の検討などの取組を進めているところですが、なかなか思うように成果が上がっていないのが現状です。

しかし、やはりこういった地域での活動には、これから若い方をどんどん取り込んでいく必要があると思いますので、それについては引き続き課題として様々な取組をしていきたいと考

えています。

【委員】

財団の定款の目的の中に、地域コミュニティにおける人々の交流を活性化し、とありますが、これは、例えば新宿コズミックスポーツセンターなどを指しているのでしょうか。

【説明者】

新宿未来創造財団等担当課長です。

この地域コミュニティにおける人々の交流の活性化というのは、委員がおっしゃられたようなところで、大きなところでは、もう既に30年以上実施していますが、コミュニティスポーツ大会などがあります。あれは大きな一つの象徴的な事業と考えています。ただ、ほかにも様々な地域で活動している団体がいます。そうした団体に対し、財団自らが仕掛けていって、例えばイベント等事業を実施して交流を図っていくこと、それから、住民の皆様が自ら活動して交流していただくための支援をしていくこと、大きく分けてこれら二つの考え方を持って事業を展開しているところです。まして、その双方をもってこの地域の人々の交流の活性化、これを実現していきたいと考えています。

【委員】

こういう音楽をやってもらいたいなどの各学校からの要望を受けて実施する、ドレミ倶楽部という事業があると思うのですが、あれはなかなか良かったと思います。

【説明者】

新宿未来創造財団等担当課長です。

ありがとうございます。こちらについては、授業の一環として取り入れる場合もありますし、それから、ほかにイベント、行事の一環として行う学校もありますので、そこは学校と相談しながら進めさせていただいています。

【委員】

あと、舞台芸術鑑賞機会の提供ということで、目標1万8,000人に対し、想定より上回った参加があつて1万9,503人だったということですが、なぜこのようなことになったのでしょうか。

【説明者】

新宿未来創造財団等担当課長です。

こちらについてですが、まず、岡本知高さんのコンサートを5月17日に実施し、1,300名以上の来場者がありました。それから、寺内タケシ&ブルージーンズについても1,000名を超える来場者があり、非常に人気でした。ほかにも、昨年度、トロカデロ・デ・モンテカルロバレエ団の日本公演招致に成功し、5,600名の来場者がありました。

このように、昨年度は非常に知名度の高い事業を誘致することに成功し、1万9,000人もの来場を得ることができました。今後も引き続き、このような多くの方に芸術鑑賞の機会を提供できるような事業を計画していきたいとは考えていますが、昨年度は前年度に比べて1.5倍を上回るような実績でしたので、このことから、1万8,000人あたりで継続的にやっていくという目標と立てています。

【委員】

参加者数は確かに非常に多いと思うのですが、その中の区民割合はどのくらいなのでしょう
か。

【説明者】

新宿未来創造財団等担当課長です。

こちらについては、事業によって募集の形態も違うので、一概には申し上げることができません。例えばマラソンであれば、区民優先で行っていますが、区民以外にも広く都民の方に募集を行っています。あと、先ほどの舞台芸術鑑賞機会の提供についても区民優先ですが、決して区民に限ることはないということがあり、一概に数値で把握をするというのは難しいです。ほかにも、講座等は、基本的に区内在住・在勤の方とさせていただいており、当然のことながら区内で活動をしている方を中心に行っているといった実態があります。

【委員】

お話を聞いていると、区内のほかの部署と関連がある事業がたくさんあるのではないかと思います。区内部の連携のコーディネーションというのは、どのようになっているのでしょうか。

【説明者】

新宿未来創造財団等担当課長です。

関連がある部署としては、文化観光課や多文化共生推進課、生涯学習コミュニティ課のほか、教育委員会や消費者支援等担当課があります。庁内各課との連携をとりながら、今事業を進めています。例えば、区の方針を策定するような場合というのは、当然、担当課長として中に入って話をしています。財団ではこれまで様々な事業を実施してきた実績がありますので、各事業の個別の調整等については、財団内にもそれぞれの分野で課長を設置しており、その課長のほうが各所管部署と調整するといったことが多いです。

【部会長】

では、時間がかなり押していますので、次の事業に移りましょう。よろしいでしょうか。

では、説明者の方々はお疲れさまでした。ありがとうございました。

<説明者交代・委員紹介・趣旨説明>

【説明者】

文化観光課長です。よろしくお願いします。

経常事業518「新宿文化センターの管理運営」です。第二次実行計画の163ページ、上から14段目のNo.518、新宿文化センターの管理運営がこれからご説明する事業です。

まちづくりの基本目標の一つに、「多様なライフスタイルが交流し、『新宿らしさ』を創造していくまち」という基本目標があります。これを実現するための個別目標の一つとして、「成熟した都市文化が息づく、魅力豊かなまち」という個別目標があります。この個別目標を

実現するための基本施策の一つに、「文化芸術創造の基盤の充実」という基本施策があります。新宿文化センターの管理運営は、この基本施策の下に展開している事業です。

まず、事業の目的ですが、この事業では、区民に文化的活動等の場所を提供することによって、文化芸術の振興と区民の文化の向上につなげていくとともに、当館を区内における文化芸術活動の拠点として、「文化芸術創造のまち 新宿」の実現に向けた、文化芸術活動の更なる活性化を進めていくことを目的としています。

続きまして、事業の手法、手段、評価、今後の方向性等についてご説明をします。

新宿文化センターは、新宿区からの文化芸術を創造・発信することや民間の力を支え発揮することができる施設、多くの人々を引きつけ、新宿力を顕在化させる施設となるよう、地域文化のシンボルと区民交流の場として、昭和54年に開館をしたものです。ちょうど本年が開館35周年という節目の年になります。開館以降、より多くの区民の皆様や文化芸術活動の団体の構成員の方々に多様な文化芸術鑑賞や参加・協働の場として活用される施設として、管弦楽、室内楽を初めとしたクラシックコンサートやオペラ、バレエ、ミュージカル等で利用できる大ホールを初め、設備の充実した貸出し施設の運営を行っています。なお、当館は指定管理者制度を導入しており、現在は平成23年度から平成27年度までの5年間、公益財団法人新宿未来創造財団を指定管理者として、施設の管理運営を行っています。

平成25年度の実績として、館全体の利用者の数ですが、事業の目標・指標のところに記載があります。平成25年度末の現況では44万687人となっており、対前年比108.7%でした。施設の利用料及び附帯設備利用料等収入は、およそ1億9,000万円です。

また、指定管理者は、施設の管理運営だけではなく、「文化芸術創造のまち 新宿」の実現に向けた事業を実施しています。指定管理者と区との間で締結をしている新宿文化センターの管理に関する基本協定では、新宿区文化芸術振興基本条例に基づき、区の方針を尊重し、事業を遂行することが規定されています。その具体的な事業として、著名な出演者による新宿文化寄席や新春名作狂言の会を開催、あるいは近隣住民の皆様が芸術に親しみが持てるよう、開催時間中は入退場自由な入場無料のランチタイムコンサートを開催するなどして、多彩な事業を展開しています。平成25年度は、これらの指定管理事業、計13事業を実施し、延べ31回開催をして、1万5,180名の来場者を獲得することができました。そのほか、新宿文化センターのファンをより多く増やしていくための事業として、WEB友の会を新たに設けたものです。こちらについては、活動実績として、指定管理事業13事業の実施で、1万5,180人の実績がありました。WEB友の会は平成24年度に創設した制度ですが、平成25年度には2,107名の方が登録を行っています。

これらを総合的に判断して、総合評価を適切と評価しています。

今後の方向性についてですが、新宿文化センターは、新宿区の文化芸術を創造・発信していく施設として不可欠であると考えています。今後とも、より多くの区民や団体に多様な文化芸術鑑賞や参加・協働の場として活用される施設として、管理運営を行っていきます。

最後に、委員の皆様からいただいた質問事項に対するお答えです。

まず、指定管理者への委託事業と区が直接行う事業との区分けについてです。新宿文化センターで行う事業は、施設の管理業務のほか、文化芸術の振興に関する事業や区民に対する文化の普及及び支援に関する事業を行うことが、新宿文化センター条例第3条に規定されています。この規定を受け、区と指定管理者とで基本協定を締結し、平成25年度は指定管理事業として、ランチタイムコンサートやジャズフェスティバル等の音楽イベントに加え、落語in和室や新春名作狂言の会等、多彩なジャンルの公演を実施しました。

ご存じのとおり、指定管理者制度は、多様化する区民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするものです。区は指定管理者を指導・監督するとともに、お互いに連絡を密に図り、連携を図ることで、「文化芸術創造のまち 新宿」の実現に向けて、指定管理者と区が一体となって文化芸術振興に関する事業を進めています。

また、一方で、施設の維持・修繕に関する事項については、区として、舞台機構並びに音響、照明等、いわゆる大規模修繕の実施や施設に必要な備品等を整備しています。一方、指定管理者側では、施設の維持・保全として、日々行う小破修繕等を実施するとともに、区からお貸ししている備品を施設の附帯設備として、適切な管理運営を行っているものです。

次に、区として行政サービスの企画・管理面の主体性が損なわれていないかという点についてです。新宿文化センターの管理運営は、基本協定とは別に指定管理者から年度ごとに事業計画書というものを提出していただいています。区の文化芸術振興策と調整を図った上で、区有施設としての事業計画、施設管理の考え方を整理して、毎年、年度ごとに協定を締結しまして、施設の管理運営を行っています。このほかにも文化センターにおける事業報告会を毎月開催し、事業や施設管理に関する報告を受けるとともに、課題なども共有をしているところです。このように指定管理者と区が意見交換を行い、当施設を運営しています。こうしたことから、新宿文化センターは区としての行政サービスの企画・管理面の主体性を持って管理運営を行っている判断をしています。

また、文化芸術に関する事業以外でも、例えば20代、30代の若者を主役として、新たな出会いと交流を応援する若者のつどい、それから長寿のお祝いとして演芸等の催し物に高齢者をご招待する敬老会、また、区民とともに新年を祝う賀詞交歓会等、行政としての施設活用も図っているところです。説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

あまり時間ないのですが、ぜひ聞いてみたいということがありましたら、どうぞ質問をお願いします。

先ほどの事業の新宿未来創造財団が指定管理者ということであります。

では、どうぞ。

【委員】

稼働率について、現況は71.6%で、80%を目標とされていますが、80%と定めた理由を教え

ていただきたいのですが。例えば、都内の同等のホールの稼働率と比較して何か定められたのでしょうか。

【説明者】

稼働率の目標値ですが、イベントの内容等によって、年度ごとに数値が上がったり下がったりするものです。目標値は、実現可能な数値として設定しています。区民の方々からいろいろな形でご要望を取っています。ホールの貸出しに当たっては、定期的に利用者との懇談会も設けていて、そういう懇談会の中で、活動団体からのご意見等も承っているところです。それらの要望を把握して、この80%という数字を努力目標として実現をしていきたいと考えています。

【部会長】

区民ホールの稼働率は何のぐらいなのですか。やっぱり70%くらいなののでしょうか。それと比べるとちょっとわかる気がするのですが。

【説明者】

大変申し訳ないのですが、区民ホールについてはあいにく資料が手元にございませぬ。

区内には3か所ホールがありまして、そちらのホールとの連携なども考えていきたいと思っています。

【委員】

ランチタイムコンサートというのは、大体どのくらいの方が来れば、良い数字なのでしょうが。

【説明者】

まず、ランチタイムコンサートですが、昨年は年間5回開催をしており、合計で1,500名の方がお見えになっています。

【委員】

これは大ホールでやっているものですね。

【説明者】

はい、そうです。入退場自由という形で行っています。こちら、年間の予約が少ないような時期の昼休みに開催していますので、そういった意味では、ホールの有効活用にも資する事業かと考えています。

【部会長】

では、次の事業に移ってもよろしいでしょうか。大分時間が押しています。

<説明者交代・委員紹介・趣旨説明>

【説明者】

医療保険年金課長です。

医療保険年金課の場合は、国民健康保険と国民年金を所管しています。本日は、経常事業171「国民健康保険の運営」についてご説明します。

個別の話に入る前に制度の全体像についてお話しさせていただきます。日本には医療保険制度というのがあり、大体大きく三つに分かれています。いわゆる市町村国保と言われるもの、それから、中小企業の方々が中心に入られている協会けんぽ、そして、いわゆる組合健保、例えば大企業の名称が冠についたような健康保険組合があります。加入者の数で言いますと、市町村国保については日本全体で約3,500万人、協会けんぽが同じく約3,500万人、組合健保が約3,000万人です。それ以外にも、公務員等が入る共済組合、また、75歳以上の後期高齢者医療制度などもあります。75歳以上の方については、日本全体で約1,500万人います。生活保護等を受給されている方以外は、基本的にどこかの医療保険に入っていて、これがいわゆる国民皆保険という仕組みです。

そういったところから、私どもが扱う国民健康保険は市町村国保というところに分類されます。大体、新宿区民が約32万人、世帯数が約20万世帯であるのに対し、国民健康保険に入っている方々は約10万人、7万5,000世帯ほどいらっしゃいます。ちなみに、75歳以上の方々、約3万人については、後期高齢者医療制度の方に分けられています。

本日ヒアリングを行う事業は、経常事業171「国民健康保険の運営」ですが、施策体系としては、基本目標として、「だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち」、個別目標として、「心身ともに健やかにくらせるまち」、そして基本施策として、「一人ひとりの健康づくりを支える取組の推進」といった体系の中の一つの経常事業として位置付けられています。

事業の目的についてです。被保険者の疾病や負傷のときのための保険給付や、出産した場合や亡くなられた場合における葬祭なども行っています。あくまで、保険というものは、疾病やけがの場合には医療保険を使っていただくことで、そうしたものを安定的・継続的に保証するということを目的としています。

事業概要は、内部評価に記載のとおりです。

根拠法令については、国民健康保険法、同施行令、施行規則、新宿区国民健康保険条例等です。国民健康保険の事務は、自治事務として区分しています。国民健康保険自体、昭和34年から現行の仕組みが脈々と続いています。

予算事業としては、8事業が本経常事業の下に位置付けられています。本日の説明も、この8事業を中心に行うことになろうかと思います。

事業の目標・指標については、夏季保養施設・指定旅館などの利用状況の確保を指標としています。平成25年度末の現況よりも、人数的には多くしていこうと考えています。それから、もう一つの指標として、歯科健康診査の受診者数を設定しており、こちらも受診者数の向上を見込んでいます。

次に、事業評価についてです。評価の視点としては、サービスの負担と担い手から総合評価まで、全て適切と評価しています。時間の制約がありますので、各個別の評価理由については省略させていただき、総合評価以降の各項目について説明させていただきます。

総合評価についてです。まず、被保険者証の更新や運営協議会等の事業はなくてはならない

ものであるのを継続していきます。それから、来所されたお客様に対応する意味での窓口案内業務委託等、実際に受付事務等をスムーズに行うための業務についても、適切な形で実施されていると考えています。ただ、この後にご説明させていただく夏季保養施設については、昭和の時代から毎年同じような形で展開してきた事業であり、今の時代にふさわしい形かどうかというのは、一つの課題ではないかと認識しています。

改革・改善についてです。こちらは、手段改善としています。これは、今申し上げた夏季保養施設についての手段改善が必要であろうと考えているためです。

類似・関連については、75歳以上の後期高齢者医療制度を所管する高齢者医療担当課と窓口案内業務等について、同じ本庁舎4階のフロアということもあり、連携をしています。

受益者負担についてです。いわゆる被保険者証の更新や運営協議会の運営については、区が実施主体であるので、それぞれ利用者の方の負担を求めるといったようなものではないと考えています。

協働についてです。保養施設や指定旅館については、事業者のほうから協力を得て事業展開しているということがあります。

経常事業本体の説明は以上です。引き続き、経常事業を構成する予算事業の主なものについてご説明させていただきます。

最初の被保険者証の更新については、2年に1回保険証を更新するという事務処理に関するものですので、省略させていただきます。

次に、窓口案内業務委託です。本庁舎4階の医療保険年金課のフロアには、毎日、多くのお客様が見えられます。その際に、実際にどういうご用件で来たのかということをお聞きして、適切な窓口をご案内していますが、その業務を民間事業者に委託して行っています。外国人の方もお見えになりますので、一定程度の外国語の会話ができる人材を配置しています。

実際、医療保険年金課の窓口については、国民健康保険証の資格の取得・喪失を扱う国保資格係の窓口、保険料をお支払いいただく収納係の窓口、高額療養費の請求など療養費の請求に関する国保給付係の窓口、保険料をずっと滞納してしまったというところでの相談を受け付ける納付相談係の窓口、保養施設等の問い合わせの窓口など、非常に多くの窓口がありますので、これらの窓口へのご案内というものを民間委託で行っています。

次に、運営協議会です。こちらは国民健康保険法の第11条で規定されているもので、国民健康保険の重要な案件等についていろいろな形でご議論いただき意見を頂戴する、区長が設置する諮問機関として位置付けられています。実際のメンバーとしては、学識経験者等ということで、区議会議員や都議会議員の委員、それから医療関係から医師会、歯科医師会、薬剤師会といったところからご参加いただいています。それから、被保険者証の方々ということで地域の方々に入っていただき、あと、社会保険関係からも委員として出ていただいています。こういう多様な構成で運営協議会を行っています。

次が、趣旨普及費です。これは「くらしと国保」の発行及び外国語版「くらしと国保」の発行とありますが、国民健康保険の保険料はなぜこの金額なのか、また、こういうときにはどう

いう保険給付が受けられるのかといった、非常に幅広い情報を被保険者の方々にはご提供する必要があります。そういったことから、チラシやパンフレット等をつくってご案内をしています。ちなみに、「くらしと国保」というのは非常に小さい冊子になりますが、例年、納入通知書と一緒に全世帯に送らせていただいています。

そして、次の事業からは所管部署が変わりますので、説明者を変更します。

【説明者】

健康推進課長です。私のほうからは特定健康診査等事業費についてご説明します。

これは対象者が40歳から74歳の新宿区国民健康保険加入者を対象に、メタボリックシンドロームに着目した特定健診を実施するというもので、平成20年度から始まり、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて実施しているものです。対象者がただ今申し上げた方々なので、国民健康保険特別会計のほうに予算計上されていて、それを区としては健康推進課で行う他の成人検診等と一緒に実施しようということで、健康推進課のほうで執行委任のような形で実施しているものです。

事業内容ですが、特定健康診査の結果から、生活習慣病リスクの高い方に生活習慣の改善等を指導し生活習慣病を未然に防ぐということで、国民の生活の質の向上や健康増進を図り、結果的には医療費の適正化も図っていこうというものです。

事業の手段ですが、特定健康診査票を対象者に一斉発送しています。また、特定健康診査の実施体制としては、中野区の医師会も含めて新宿区の医師会に一括委託しています。特定保健指導、また非肥満保健指導実施体制ですが、これは健診で特定保健指導が必要だという方に対して、区が医師会若しくは民間の事業者に委託し、食事指導や運動指導、特定保健指導を実施するという内容です。実際に、健診の受診者に対しても、また指導の実施者に対しても、これは健診の受診率等を上げていかなければならないということで、未受診者対策としてコールセンターの開設や勧奨通知の発送等を行っています。また、保健指導の未利用者対策としても、区より保健指導の利用券若しくは実施機関の案内等々のパンフレットを個別に送付しています。

実績についてです。新宿区の特定健康診査の実績ですが、実施率としては、平成23年度は34.5%、平成24年度は33.7%、平成25年度は32.1%ということで、当初よりは徐々に上がってきたのですが、ここに来てやや横ばい状況が続いていますので、とにかく健診をできる限り受けてもらうということで、更に努力していかななくてはと思っています。

また、特定保健指導ですが、これは健康診査が3月までに終わり、それから6か月間、特定指導を行いますので、内部評価に記載の平成23年度及び平成24年度の実績は正しい実績値なのですが、平成25年度は現時点における数値であり、実際の数値は11月頃にまとまる予定です。そうすると、おおむね例年とほぼ同様な数値にはなってくるかと思います。

類似・関連の事業としては、がん検診等があります。できるだけがん検診や健康診査を同時に受診してもらいたいということで、医療機関のほうも全ての医療機関が同時受診できるわけではありませんが、できるだけ効率的な受診となるようにしています。

受益者負担に関しては、無料で実施しているところです。

事業の方向性です。現実的には、受診率はなかなか芳しくありません。特別区の平均が41%程度ですので、新宿区は厳しい状況です。ただ、区としてはコールセンターや、そのほかの勧奨を他の区と比べても積極的に行っています。毎年様々な工夫をしています。また、保健指導について、40代、50代の方はその時代に一番やっておく必要が高いのですが、40代、50代ですとまだ現役世代なので、なかなか指導に来られないということがあります。平成25年度からは、今まで医療機関だけの指導だったのですが、更に民間の機関を合わせて、平日、夜間、土曜や、また栄養・食事、また運動等の指導もできるような形で取り入れています。また、切れ目のない保健指導の実施ということで、平成25年度からですが、必ずしもメタボリックに該当していなくても、非肥満、肥満でない方でもリスクが高いというデータが出た方に関しては指導をしています。受診勧奨値を超えるような方に関しては、受診勧奨もしています。この事業の説明については以上です。

【説明者】

健康企画・歯科保健担当副参事です。

続いて、歯科健康診査についてご説明します。

歯科健康診査は、歯周病の早期発見を行い、それにより治療勧奨をすることで、口腔の健康の維持、増進及び歯科疾患による歯の喪失を予防するとともに、高齢者の口腔機能の維持・向上によるQOLの向上を目指すことを目的としています。ご案内のように、国は8020運動といって、80歳で20本の歯を残す運動というのを提唱していますが、近年、この歯周病を早期に発見して歯の喪失を防ぐこと、あるいは虫歯を早期に治療して歯の喪失を防ぐことにより、8020を達成する国民は増えてきました。ちなみに、6年に1度の国の調査によれば、そういった方々が3割をもう超えているという状態になってきています。新宿区でもその目的に合致するために、歯科健康診査を拡充してきているところです。

事業手段についてです。区では歯科健診を、区内の歯科医師会、新宿区四谷牛込歯科医師会と新宿区歯科医師会の協力歯科医療機関にお願いをして、実施しているところです。これは、実は平成24年までは、6月の歯の衛生週間で無料歯科相談というものを行っていましたが、これを廃止し、この歯科健康診査の年齢を拡充しました。健診の期間は6月から12月の間に1回ということで、自己負担400円をいただくという形で受診をしていただいています。受診に必要な健診票、つまり受診券ですが、これは30歳、40歳、50歳、60歳、70歳、75歳、80歳、こういった年齢の方に一斉送付しますが、これ以外の年齢の方でも、20歳以上の方は全区民が受けられるように年齢を拡充したところです。以前は限られた年齢の方しか受けられなかった歯科健診を、平成25年から20歳以上の全年齢に拡充したというのが、今年度の一番の特徴です。

それに応じて、当然、若い方と高齢者の方では受診率が違ってきます。特に若い方の受診率が低いということで、若い方に向けてのメッセージを込めた通知、あるいは40歳から60歳代の方々のなりやすい生活習慣病と歯周疾患の関係等、様々な通知の内容にも工夫をして、周知あるいは健診の受診率の向上に努めているところです。また、受診をしていただく医療機関の健診内容のレベルアップのために、年1回研修会を開催して、歯科医師会の先生方にレベルアップ

プを図っていただいているところです。これは、医療保険年金課の国民健康保険の特別会計以外にも、後期高齢並びに一般の財源を投入して、三つの課が合同して行っている事業です。今年度は2,372件の申込みがありまして、前年度に比べて、571人も増えました。全体の受診率はさほど高くないのですが、一昨年度と比べますと、平成25年度は570人の増加となっています。

こういった状況の中で、現在、少しずつ内容を改善しながら、受診率の向上あるいは効果的な受診の体制の構築を図っているところです。今現在、区内部に受診の向上のためのプロジェクトチームを新たににつくって、具体的な内容を検討しているところです。

最後になりますが、歯科健診の必要性の普及啓発や内容の充実について、今後更に検討していく予定です。説明は以上です。

【説明者】

医療保険年金課長です。

それでは、残りの予算事業についてご説明いたします。

まず、保養施設（指定旅館）についてです。

こちらは、日本郵政株式会社と協定を締結し、いわゆるかんぼの宿にお泊りいただくときに、500円割引で申込みができるというような内容で、事業展開しています。事業経費としては、その周知用のチラシ・パンフレットを印刷する経費ということで、協定部分に関しては、区のほうからの経費を支出するということはありません。

最後に、保養施設（夏季保養施設）についてです。

こちらについては、平成25年度までなのですが、例年7月中旬から8月にかけて、海と山の施設ということで、区のほうが借り上げた施設にはがきで申し込んでいただき、当選した方から順番にご希望の日を埋めていくというような形で、区が直営事業としてその受付事務を行っていました。例年の状況ですが、平成22年度は応募数が151通、平成23年度は144通、平成24年度は137通、平成25年度は122通となっています。実質、応募者のほぼ全員の方がご利用できるような状況が続いていました。

そういったところから、施設としては、海のほうの施設、三浦海岸、それから伊東、こちらのほうがそれぞれ1施設ずつ、それから山として箱根などに施設がありました。実際、それぞれの施設によって利用の状況にばらつきがあります。やはり、海のほうが人気があり、利用率が大体8割を超えているのですが、箱根などは平成24年度あたりですと5割程度でした。そういったところを、一つの課題として認識していました。

事業経費は、毎年約600万円ほどです。これは、施設の借上げ経費が中心になっています。

実績についてです。先ほどご説明のとおり、利用状況については大体横ばいとなっています。利用料金は1部屋1泊1,700円となります。朝食、夕食についてはそれぞれの施設に直接払っていただくというようなところで、大体約7,000円ほど掛かりました。

ただ、やはり、利用者が限定的であるというような課題がありますので、平成26年度からは、1泊3,000円の宿泊補助に切り替えています。旅館等については、所定の旅行会社が契約している旅館、一般の宿泊を伴うツアーへの申込みに対し、1泊当たり3,000円補助するという形に変

えています。

さて、ここからは、事前にいただいていた質問にお答えしたいと思います。

まず、夏季保養施設（指定旅館）について、利用者が著しく少ない施設などあるのか、というものです。こちらについては、箱根の施設が利用者数がほかと比べて少ないという状況がありました。ただ、これらの施設については、5年間継続しなければならず、途中で施設を変えるということはなかなか難しいというところで、平成25年度までそのままの形で行ってきました。

次に、予算事業がたくさんあるが、事業の性格に応じていくつか分類できるのではないか、というものです。こちらは、私どももそれぞれ分類させていただき、一つが保険者としての適正な制度管理の実施というような性格です。これには、被保険者証の更新や窓口案内業務委託、運営協議会、趣旨普及といったところの事業が当たるのではないかと思います。この辺りについては、課題としていわゆる事務仕事的なことが中心になるので、例えばチラシ・パンフレット等の要らない在庫を抱えるということがないような、無駄のない効率的な運営を行うということを一つの課題として認識しています。このような認識の下、これまでも事業を行ってきましたし、今後もそうしていきたいと考えています。

また、二つ目の性格として、区民の健康増進及びそれに伴う医療コストの削減があります。これは、けがや病気にならなければ保険は使わないで済むというところがありますので、分類される予算事業としては、特定健康診査等事業費や歯科健康診査、保養施設が分類できるのではないかと考えています。それぞれの課題等については、先ほどご説明したとおりです。

最後に、事業の目標・指標について、やや限定的な印象を受けるというような指摘がありました。こちらについては、本経常事業が国民健康保険全体を示すものではなく、その制度を適切に運営するための下支えの部分に当たるものなので、そういったことから、この指標については、内部評価に記載のような形で捉えざるを得ないと認識しています。説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

国民健康保険の運営を円滑化するためのいくつかの予算事業から成っている経常事業であるということかと思います。そういう観点から、やや質問しづらい面もあるかと思うのですが、残りの時間で質問をさせていただきたいと思います。

では、最初に私から質問をさせてください。この事業は、根拠法令として国民健康保険に係る法律がしっかりとあって、基本的に、そのとおり実施していくという面が非常に強いかと思います。その意味では、いくつか予算事業で義務的自治と単独自治が入り混じっていますね。単独自治という部分が、法律が要請するところを超えて、新宿区として主体的に判断をして付けている付加的事業であるということだと思うので、その部分についてはやはり外部評価委員会としても関心がやや高いところかなと思うのですが。

それで、この単独自治と義務的自治が入り混じっている事業について、どの部分が単独自治で、どの部分が義務的自治かということを教えていただきたいのですが。

【説明者】

医療保険年金課長です。

こちらについては、捉え方によって非常に難しい部分があるのですが、お答えしたいと思います。まず、被保険者証の更新については、保険証は出さなければなりませんので、義務的自治となります。窓口案内業務委託は単独自治です。それから、運営協議会は、義務的自治となります。趣旨普及については単独自治となります。確かに、義務と言えば義務とも言えるのですが、この辺は非常に線引きが難しい部分であろうかと思います。

【部会長】

法律が要請しているところではないと。

【説明者】

はい、そうです。

【説明者】

健康推進課長です。特定健診に関しては、基本的には義務的自治なのですが、その中でも、例えば健診について、特定健診というメタボリックに関する健診を行っていますが、区はそれに上乗せした取組をしていて、その部分は単独自治となります。また、健診を受けた方に対して特定保健指導を行っており、これは基本的には義務的自治なのですが、新宿区は更に上乗せで非肥満の方に対してもリスクが高い方には指導を行っています。この辺は区独自の取組であり、ほかの自治体等はまだおおむねやっていません。

【部会長】

あと、歯科健康診査も単独自治と義務的自治が入り混じっているのですが。

【説明者】

健康企画・歯科保健担当副参事です。

ご指摘のとおり、国は30歳、40歳、50歳、60歳という、その4年齢について、ある意味、歯科健康診査を行ったほうが良いと、健康増進法の中で言っているのですが、区は20歳以上の全ての年齢の人が受けられるということで、単独自治の部分を増やしています。

【部会長】

ありがとうございました。これでよく分かりました。新宿区が単独で頑張って実施している部分がどの部分であるかということが分かりましたので、今後の外部評価作業でいかしたいと思います。

では、ほかの委員からご質問をどうぞ。

【委員】

一部聞き取れなかったので確認なのですが、最後の保養施設の夏季保養施設について手段改善をされるということで、もう既に1泊当たり3,000円の補助ということは、具体的に固まっているということなのでしょうか。

【説明者】

医療保険年金課長です。

もう既に区民の方々へはご案内して、申込みも受け付けています。

【委員】

歯の健康診査の受検者数なのですが、対象者は何人ぐらいいて、その内どのくらいの人が受けているのか教えていただきたいのですが。

【説明者】

健康企画・歯科保健担当副参事です。

20歳以上の全区民が受けられるという形に拡充したのですが、今手元にその数字がございません。ただ、非常に対象が増えています。

例えば40歳の方を例にとりますと、40歳は対象者が6,229人ですが、そのうち受診をされた方は292人、内訳として男性が95人、女性が197人となりますので、受診率は4.7%となります。逆に、高齢の方を例にとりますと、70歳の方ですが、70歳は対象者が3,433人ですが、受診者は377人、内訳として男性が140人、女性が237人となりますので、受診率は11%になります。つまり、年齢が高くなるほど受診率は高くなっています。受診券をお送りした方々については、それをご覧になられて、大体4%から11%の方がお受けになっているということです。しかし、逆に、その間の年齢の方は受診票をお送りしていませんので、区の広報でお知らせをしたときに、個人でお電話をいただいて、その方に受診票をお送りするという形にしています。そういうことで、その間の方々の受診者は少ない状況です。おそらく、受診率を調べても、0.何%という形になってしまうのが実態です。

【委員】

そうすると、平成29年度目標として、あと1,000人ほど増やそうと思っているようですが、これは具体的にはどういうことを想定しているのでしょうか。

【説明者】

健康企画・歯科保健担当副参事です。

若い方の歯周病の健診を受ける方の率が低いということで、データを分析すると、区は若い方が歯周病の罹患率も高くなっています。重度な歯周病になっている方の率も、国の数値より高いということが分かりましたので、そのお知らせの通知も少し中身を変えました。「20歳から歯の健康チェックで快適な生活を送りましょう」というふうな文章がいっぱい書いてあったのですが、こういうのではなかなか受診しないということが分かりましたので、平成26年度は絵をたくさん入れて、すぐに見てわかるような絵を入れて、要はコミュニケーションや様々な社会生活上でも歯の健康が大事だということを訴えていくというような、そういった周知の工夫をする中で、特に若い方の受診率を上げていきたいと思っています。

【委員】

今、お話のあった、歯周病の罹患率が若者は高くなっていて、区としても特に働き掛けを行っていきたいということについて、内部評価の中にはそのことがあまり出ていないような気がします。非常に重要なことであると思うのですが。

【委員】

歯科健診のお話は、先日、別の会議で聞かせていただきました。ありがとうございました。歯から体のいろいろなところに影響があるのだというのがとても勉強になりました。これは、やはり、今いろいろな方が話しているように、若者の健診をどうしたらいいかということが重要ですね。例えば、選挙管理委員会で、はたちのつどいで新成人の写真を撮って、それを選挙啓発用のポスターにしているそうですよ。とても印象に残りました。ですから、こちらでも、そういった取組などで、若者の関心を高めていったらいいと思います。

我々の年代であれば、時間たっぷりありますから、いろいろな健診が受けられますが、学生や新社会人の方などは、なかなか時間がとれないのではないのでしょうか。やはり、どこかで意識を高めてもらう必要があると思います。せっかくな話があるので、ぜひ頑張ってください。

【説明者】

大変貴重なご意見をいただきました。選挙管理委員会等にもいろいろ工夫したようなところをお聞きして、取り入れるものを取り入れていきたいと思います。ありがとうございます。

【部会長】

大分時間が超過していますね。ほかによろしいでしょうか。

【委員】

結局、こういったサービスを受けもらう必要のある方に対する周知を徹底するための工夫をしていただく必要があるのだと思います。そういった方に重点的に働き掛けるような仕組みというのは、できないものでしょうか。

【説明者】

健康企画・歯科保健担当副参事です。

例えば、若者の場合、大学の保健センター等をお願いをして、そういうところにポスターを掲示するというようなことを検討しています。やはり、学生の受診行動は低いので。

【説明者】

健康推進課長です。

特定健康診査に関しても、様々な形で周知をしています。

区の広報は当然のこと、ホームページ、町会の回覧板、掲示板、区内施設へのポスターの掲示、コールセンターの実施、個別通知などを行っています。対象者には、健診票を送っています。さらに、今年度は図書館の本の貸出しの際のロールシートの裏面にも健診を受けてくださいという案内を載せており、様々な周知啓発を行っています。

【説明者】

医療保険年金課長です。

今ご指摘ありましたように、国民健康保険というのは保険の仕組みですので、被保険者の方々から保険料を頂戴し、それに一定の公費負担をして賄うというところです。現状、区の国民健康保険を見ると、やはりどうしても赤字が出てしまいます。そういった意味で、支出の部分をいかに適正化していくかというのは非常に重要な課題であり、力を入れて取り組んでいるというのが現状です。

【部会長】

それでは、よろしいでしょうか。ありがとうございました。
これでヒアリングを終わりにします。

【説明者】

ありがとうございました。

【部会長】

では、これで閉会とします。お疲れさまでした。

<閉会>